

平成十三年国土交通省令五百五十一号	鉄道に関する技術上の基準を定める省令
第一条 総則（第一条—第八条）	鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）第一条の規定に基づき、鉄道に関する技術上の基準を定める省令を次のように定める。
第二章 係員（第九条—第十二条）	
第三章 線路	目次
第一節 軌間（第十二条）	
第二節 線路線形（第十三条—第十九条）	
第三節 建築限界（第二十条）	
第四節 施工基面の幅及び軌道中心間隔 第二十二条・第二十二条（第二十一条）	
第五節 線路構造（第二十三条—第二十五条）	
第六節 建築物（第二十六条）	
第七節 安全設備（第二十七条—第三十二条）	
第八節 線路標（第三十三条）	
第四章 停車場	
第一節 停車場（第三十四条—第三十七条）	
第二節 車庫等（第三十八条）	
第五章 道路との交差（第三十九条・第四十条）	
第六章 電気設備	
第一節 電路設備（第四十一条—第四四十八条）	
第二節 変電所等設備（第四十九条）	
第三節 電気機器等設備（第五十条・第五十一条）	
第四節 雑則（第五十一条の二—第五十三条）	
第七章 運転保安設備	
第一節 信号保安設備（第五十四条—第五十九条）	
第二節 保安通信設備（第六十条・第六十一条）	
第三節 踏切保安設備（第六十二条）	
第四節 雜則（第六十三条）	
第八章 車両	
第一節 車両限界（第六十四条）	
第二節 車両の重量等（第六十五条・第六十六条规定）	
第三節 車両の走行装置等（第六十七条规定）	
第六章 六十九条	

第四節 車体の構造及び車両の装置（第七十一条）

第五節 車両の火災対策等（第八十三条—第八十五条条）

第六節 動力車を操縦する係員が単独で乗務する列車等の車両設備（第八十六条—第八十九条）

第八章の二 その他の設備（第八十六条の二）

第九章 施設及び車両の保全（第八十七条—第九十一条条）

第十章 運転

第一節 積載制限等（第九十二条・第九十三条条）

第二節 列車の運転（第九十四条—第一百八十二条）

第三節 車両の運転（第一百九条—第一百十九条）

第四節 鉄道信号（第一百十二条—第一百十九条）

第十一章 特殊鉄道（第二百二十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この省令は、鉄道の輸送の用に供する施設（以下「施設」という。）及び車両の構造及び取扱いについて、必要な技術上の基準を定めることにより、安全な輸送及び安定的な輸送の確保を図り、もつて公共の福祉の増進に資することを目的とする。
(定義)

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 新幹線 全国新幹線鉄道整備法（昭和四十五年法律第七十一号）第二条に規定する新幹線鉄道をいう。

二 営業主体 新幹線の営業を行う法人をいう。

三 建設主体 新幹線の建設を行う法人をいう。

四 軌間 軌道中心線が直線である区間ににおけるレール頭部間の最短距離をいう。

五 本線 列車の運転に常用される線路をいう。

六 側線 本線でない線路をいう。

七 駅 旅客の乗降又は貨物の積卸しを行ったために使用される場所をいう。

八 信号場 専ら列車の行き違い又は待ち合わせを行うために使用される場所をいう。

九 操車場 専ら車両の入換又は列車の組成を行つたために使用される場所をいう。

十 停車場 駅、信号場及び操車場をいう。

十一 車庫 専ら車両の収容を行うために使用される場所をいう。

十二 車両 機関車、旅客車、貨物車及び特殊車（除雪車、軌道試験車、電気試験車、事故救援車その他特殊な構造又は設備を有するものをいう）であつて、鉄道事業の用に供するものをいう。

十三 列車 停車場外の線路を運転させる目的で組成された車両をいう。

十四 動力車 動力発生装置を有する車両をいう。

十五 閉そく 一定の区間に同時に二以上の列車を運転させないために、その区間を一列車の運転に占有させるることをいう。

十六 鉄道信号 信号、合図及び標識をいう。

十七 信号係員 係員に対し、列車又は車両（以下「列車等」という。）を運転するときの条件を現示するものとし、

十八 合図係員 係員相互間で、その相手方に對して合図者の意思を表示するものをいう。

十九 標識 係員に對して、物の位置、方向、条件等を表示するものをいう。

二十 危険品 國土交通大臣が告示で定める物のうち火薬類取締法（昭和二十五年法律第二百四十九号）第二十条第二項の規定の適用を受けないものをいう。

（実施基準）

第三条 鉄道事業者（新幹線にあつては、営業主体及び建設主体のそれぞれ。以下この条において同じ。）は、この省令の実施に関する基準（以下「実施基準」という。）を定め、これを遵守しなければならない。

2 建設主体（営業主体である建設主体を除く。）は、実施基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、営業主体に協議しなければならない。

3 実施基準は、国土交通大臣がこの省令の実施に関する細目を告示で定めたときは、これに従つて定めなければならない。

4 鉄道事業者は、実施基準を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該実施基準又は変更しようとする事項を地方運輸局長（新

5 地方運輸局長は、実施基準がこの省令の規定に適合しないと認めるときは、実施基準を変更すべきことを指示することができる。
(書類の提出)

第四条 前条第四項の規定により地方運輸局長に提出すべき届出書は、当該事案の関する土地を管轄する地方運輸局長（当該事案が二以上の地方運輸局長の管轄区域にわたるときは、当該事案の主として関する土地を管轄する地方運輸局長。以下「所轄地方運輸局長」という。）に提出しなければならない。

2 前条第四項の規定により国土交通大臣に提出すべき届出書は、所轄地方運輸局長を経由して提出しなければならない。

第五条 施設の工事は、のり切り、切土、掘削、盛土、くい打ち等により人に危害を及ぼさないように行わなければならない。
(著しい騒音の防止)

第六条 鉄道事業者は、列車の走行に伴い発生する著しい騒音の防止に努めなければならない。
(移動等円滑化のために講ずべき措置)

第七条 鉄道事業者が高齢者、障害者等の移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性の向上のために講ずべき措置については、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第八条の定めるところによる。

第八条 刪除

第二章 係員
(運転の安全確保)

第九条 列車等の運転に当たっては、係員の知識及び技能並びに運転関係の設備を総合的に活用して、その安全確保に努めなければならない。
(係員の教育及び訓練等)

第十条 鉄道事業者は、列車等の運転に直接関係する作業を行う係員並びに施設及び車両の保守その他これに類する作業を行う係員に対し、作業を行うのに必要な知識及び技能を保有するよう、教育及び訓練を行わなければならない。

2 鉄道事業者は、列車等の運転に直接関係する作業を行う係員並びに施設及び車両の保守その他これに類する作業を行う係員に対し、作業を行うのに必要な適性、知識及び技能を保有していることを確かめた後でなければその作業を行わせてはならない。

第七節 安全設備

(避難用設備等)

第二十七条 物件の落下等により線路に支障を及ぼすおそれのある切取区間、トンネル口等は、線路の支障を防ぐための設備又は落下物等を検知するための設備を設けなければならない。

第二十八条 駅、トンネル等の施設には、施設の状況に応じた浸水防止設備及び必要な排水量に応じた排水設備を設けなければならない。(橋りょう下等の防護)

第二十九条 交通の頻繁な道路、線路又は河川に架設する橋りょうであつて橋りょうの下を通行するものに危害を及ぼすおそれのあるものは、物件の落下を防止するための防護設備を設けなければならない。

第三十条 交通の頻繁な道路又は河川に架設する橋りょうであつて橋りょうの下を通行するものに危害を及ぼすおそれのあるものは、物件の落下を防止するための防護設備を設けなければならない。ただし、新幹線以外の鉄道にあっては、危険である旨の表示とすることができること。(地下駅等の設備)

第三十一条 主として地下式構造の鉄道の駅であつて地下にあるもの及びこれに接続するトンネル並びに長大なトンネル(以下「地下駅等」という)には、必要な換気量に応じた換気設備を設けなければならない。ただし、十分な自然換気が得られるものにあつては、この限りでない。

第三十二条 地下駅等には、施設の状況に応じ、必要な消火設備、避難設備その他の火災対策設備を設けなければならない。(車両の逸走等の防止)

第三十三条 車両が逸走し、又は列車が過走して危害を及ぼすおそれのある箇所には、列車等の速度、こう配等を考慮し、相当の保安設備を設けなければならない。(線路内への立ち入り防止)

第三十四条 前項の規定にかかわらず、新幹線にあつては、橋りょう、トンネルその他の人の容易に立ち入ることができない場所を除き、防護設備を設けなければならない。

第三十五条 線路は、事故が発生した場合その他の緊急の場合に避難しようとする旅客が安全に歩行することが可能なものでなければならぬ。ただし、施設の状況に応じ、相当の避難設備を設けた場合は、この限りでない。

第三十六条 本線には、線路の保全及び列車の運転の安全の確保に必要な線路標を設けなければならない。

第三十七条 本線には、線路の保全及び列車の運転の安全の確保に必要な線路標を設けなければならない。

第三十八条 車庫は、収容する車両に応じ、十分な収容能力を有するものでなければならぬ。

第三十九条 車庫検査修繕施設は、検査又は修繕をする車両に応じ、十分な検査設備及び修繕設備を有するものでなければならない。

第四十条 (停車場の配線)

第四十一条 停車場の配線は、列車の運行に適合したものでなければならない。

第四十二条 停車場において待避の用に供される本線の有效長は、当該本線に待避する最長の列車に対し十分な長さとしなければならない。

第四十三条 (駅の設備)

第四十四条 駅には、旅客又は貨物の取扱量等に応じ、プラットホーム、貨物積卸場その他の旅客又は貨物の取扱いに必要な相当の設備を設けなければならない。

第四十五条 駅には、当該駅を利用する旅客にとつて有用な情報を提供する設備を設けなければならない。

第四十六条 (車庫等)

第四十七条 車庫は、収容する車両に応じ、十分な収容能力を有するものでなければならぬ。

第四十八条 車庫検査修繕施設は、検査又は修繕をする車両に応じ、十分な検査設備及び修繕設備を有するものでなければならない。

第四十九条 (道路との交差)

第五十条 (道路との交差)

第五十一条 (道路との交差)

第五十二条 (道路との交差)

第五十三条 (道路との交差)

第五十四条 (道路との交差)

第五十五条 (道路との交差)

第五十六条 (道路との交差)

第五十七条 (道路との交差)

第五十八条 (道路との交差)

第五十九条 (道路との交差)

第六十条 (道路との交差)

第六十一条 (道路との交差)

第六十二条 (道路との交差)

第六十三条 (電車線の絶縁区分)

第六十四条 (電車線の絶縁区分)

第六十五条 (電車線の絶縁区分)

第六十六条 (電車線の絶縁区分)

第六十七条 (電車線の絶縁区分)

第六十八条 (電車線の絶縁区分)

第六十九条 (電車線の絶縁区分)

第七十条 (電車線の絶縁区分)

第七十一条 (電車線の絶縁区分)

第七十二条 (電車線の絶縁区分)

第七十三条 (電車線の絶縁区分)

第七十四条 (電車線の絶縁区分)

第七十五条 (電車線の絶縁区分)

第七十六条 (電車線の絶縁区分)

第七十七条 (電車線の絶縁区分)

第七十八条 (電車線の絶縁区分)

第七十九条 (電車線の絶縁区分)

第八十条 (電車線の絶縁区分)

第八十一条 (電車線の絶縁区分)

第八十二条 (電車線の絶縁区分)

第八十三条 (電車線の絶縁区分)

第八十四条 (電車線の絶縁区分)

第八十五条 (電車線の絶縁区分)

第八十六条 (電車線の絶縁区分)

第八十七条 (電車線の絶縁区分)

第八十八条 (電車線の絶縁区分)

第八十九条 (電車線の絶縁区分)

第九十条 (電車線の絶縁区分)

第九十一条 (電車線の絶縁区分)

第九十二条 (電車線の絶縁区分)

第九十三条 (電車線の絶縁区分)

第九十四条 (電車線の絶縁区分)

第九十五条 (電車線の絶縁区分)

第九十六条 (電車線の絶縁区分)

第九十七条 (電車線の絶縁区分)

第九十八条 (電車線の絶縁区分)

第九十九条 (電車線の絶縁区分)

第一百条 (電車線の絶縁区分)

第一百一条 (電車線の絶縁区分)

第一百二条 (電車線の絶縁区分)

第一百三条 (電車線の絶縁区分)

第一百四条 (電車線の絶縁区分)

第一百五条 (電車線の絶縁区分)

第一百六条 (電車線の絶縁区分)

第一百七条 (電車線の絶縁区分)

第一百八条 (電車線の絶縁区分)

第一百九条 (電車線の絶縁区分)

第一百十条 (電車線の絶縁区分)

第一百一十一条 (電車線の絶縁区分)

第一百一十二条 (電車線の絶縁区分)

かつ、感電及び火災のおそれのないよう施設しなければならない。

(雷害等を防止する装置等)

第四十七條 電車線路及び電線路並びにこれらに附属する機器並びに架空送電線路及び架空配電線路の保安上必要な箇所には、雷害を防止する装置を設けなければならない。ただし、雷害のおそれの少ない場合は、この限りでない。

2 变圧器によつて結合される電圧の異なる電線路は、混触から機器及び電線路を保護し、感電及び火災のおそれのないように施設しなければならない。

(誘導作用による障害防止)

第四十八條 電車線、き電線、送電線及び配電線(第五十一条の二第一項において「電車線等」という)を施設する場合は、誘導作用による障害を他に及ぼさないよう電線相互間の離隔距離を増加し、又は防護設備を設けなければならぬ。

第二節 変電所等設備

(変電所等の施設)

第四十九條 変電所、配電所及び開閉所(以下「変電所等」という)は、構内に取扱者以外の者が立ち入るおそれのないように施設しなければならない。

(電車線等)

2 変電所等には、施設に応じ、異常時に変電所の機器、電線路等を保護することができる装置及び消防設備を設けなければならない。ただし、火災のおそれのない変電所等にあつては、消火設備を設けることを要しない。

3 列車の運転の用に供する変成機器の容量は、予想される負荷に耐えるものでなければならない。

(電気機器等設備)

4 被監視変電所(自動変電所、被遠隔制御監視変電所及び取扱者が常駐しない移動変電所をいふ)及び開閉所は、監視及び制御することができる機器を備えた監視所を有し、かつ、事故、災害及び故障の発生時に対処することができるのでなければならない。

(電気機器等設備の施設)

第五十条 電気機器、配電盤その他これに類する設備(第五十一条の二第一項において「電気機器等設備」という)は、感電及び火災のおそれのないように施設しなければならない。

第七章 運転保安設備

第一節 信号保安設備

(閉そくを確保する装置等)

第五十四条 閉そくを確保する装置は、進路上の閉そく区間の条件に応じた信号を表示し、又は

方法及び電圧に応じ、感電及び火災のおそれ、他の交通の支障となるおそれ並びに工作物を損傷するおそれのないように施設しなければならない。

短絡障害等から電線路及び電気機器を保護する装置を設けなければならない。

2 電線路の保安上必要な箇所には、地絡障害、空地線は、予想される最大風圧荷重、電線による張力等に耐える強度を有するものでなければならぬ。

(電磁誘導作用による人の健康に及ぼす影響の防止)

第二節 電車線等

(電車線等)

第五十一条の二 電車線等及び帰線並びに電気機器等設備(発電機を除く。)を変電所等以外の場所に施設する場合は、通常の使用状態において、当該設備から発生する商用周波数の磁界による電磁誘導作用により、当該設備のそれぞれの付近において、人の健康に影響を及ぼすおそれがないように施設しなければならない。ただし、田畠、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼすおそれがないよう施設する場合は、この限りでない。

2 変電所等は、通常の使用状態において、当該変電所等から発生する商用周波数の磁界による電磁誘導作用により、当該変電所等の付近において、人の健康に影響を及ぼすおそれがないよう施設しなければならない。ただし、田畠、山林その他の人の往来が少ない場所において、人体に危害を及ぼすおそれがないよう施設する場合は、この限りでない。

3 衝突及び脱線のある線路の交差又は分岐その他の箇所には、衝突の防止その他の列車等の運転の安全を確保することができるよう、進路に支障を及ぼすおそれのある信号の現示装置を設けなければならない。

(信号相互通信装置等)

第五十六条 衝突及び脱線のある線路の交差又は分岐その他の箇所には、衝突の防止その他の列車等の運転の安全を確保することができるよう、進路に支障を及ぼすおそれのある信号の現示装置を設けなければならない。

(信号相互通信装置等)

2 前項の装置を遠隔制御する装置は、列車等の位置、列車等の進路の開通状況その他の列車等の安全な運行に必要な情報を表示することができるものでなければならない。

(列車を自動的に減速又は停止させる装置)

第五十七条 閉そくによる方法により列車を運転する場合は、信号の現示及び線路の条件に応じ、自動的に列車を減速させ、又は停止させることができる装置を設けなければならない。ただし、列車の運行状況及び線路の条件に応じ、自動的に列車を減速させ、又は停止させる場合は、この限りでない。

(自動運転をするための装置)

第五十八条 動力車を操作する係員が乗務しない鉄道に設ける自動運転をするための装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

閉そくの保証を行ふことができるものでなければならぬ。

2 列車間の間隔を確保する装置は、列車と進路上の他の列車等との間隔及び線路の条件に応じ、連続して制御を行うことにより、自動的に当該列車を減速させ、又は停止させることができるものでなければならない。

3 第一項又は第二項に掲げる装置を単線運転をする区間ににおいて使用する場合は、相対する列車が同時に当該区間に進入することができないものでなければならない。

(鉄道信号の現示装置等)

第五十五条 鉄道信号の現示装置及び表示装置の構造、表示又は表示の方法並びに施設方法は、誤認を与えるおそれのないものでなければならぬ。

2 信号の現示装置は、信号が防護する区域の始端までに当該信号が現示する速度まで列車等を減速させ、又は停止させることができるよう設けなければならない。

3 衝突及び脱線のある線路の交差又は分岐その他の箇所には、衝突の防止その他の列車等の運転の安全を確保することができるよう、進路に支障を及ぼすおそれのある信号の現示装置を設けなければならない。

(信号相互通信装置等)

第五十六条 停車場、変電所、運転指令所、電力指令所その他の保安上又は運転上必要な箇所の相互間には、迅速に連絡通報することができる保安通信設備を設けなければならない。

2 架空通信線は、人及び機器に危害を及ぼすおそれのないよう、かつ、他の電線との混触障害及び雷害を防止することができるよう施設しなければならない。

(架空通信線の施設)

第六十条 架空通信線は、他の交通の支障となるおそれのない高さに施設しなければならない。

2 その他の保安上又は運転上必要な箇所の相互間には、迅速に連絡通報することができる保安通信設備を設けなければならない。

(保安通信設備)

第六十二条 踏切保安設備は、踏切道通行人等及び列車等の運転の安全が図られるよう、踏切道通行人等に列車等の接近を知らせることができる。

2 架空通信線は、人及び機器に危害を及ぼすおそれのないよう、かつ、他の電線との混触障害及び雷害を防止することができるよう施設しなければならない。

(踏切保安設備)

第六十三条 電気設備の必要な箇所には、異常時の電位上昇、高電圧の侵入等による感電及び火災の防止、電気設備の保護等に有効な接地をしなければならない。

(電気設備の接地)

第五十四条 閉そくを確保する装置は、進路上の閉そく区間の条件に応じた信号を表示し、又は

一 乗降する旅客の安全が確認された後でなければ列車を発車させることができないものである。

2 列車間の間隔を確保する装置は、列車と進路上の他の列車等との間隔及び線路の条件に応じ、連続して制御を行うことにより、自動的に当該列車を減速させ、又は停止させることができるものでなければならない。

3 第一項又は第二項に掲げる装置を単線運転をする区間ににおいて使用する場合は、相対する列車が同時に当該区間に進入することができないものでなければならない。

(列車等を検知する装置)

第五十九条 列車等を検知する装置(保安上必要なものに限る。)は、誘導作用等による障害を防ぐことにより、列車等を確実に検知することができるものでなければならない。

2 前項の装置に検知区間の境界を設ける場合は、列車等の衝突のおそれのない位置としなければならない。

3 列車等を検知する装置(保安上必要なものに限る。)は、列車等の衝突のおそれのない位置としなければならない。

(列車等を検知する装置)

第五十五条 動力車を操作する係員が乗務しない鉄道に設ける自動運転をするための装置は、次の基準に適合するものでなければならない。

2 踏切保安設備は、列車の速度、鉄道及び道路の交通量、通行する自動車の種類等を考慮し、必要な場合は、自動車が踏切道を支障したとき

にこれを列車等に知らせることができるものでなければならぬ。

第四節 雜則

(障害発生時の安全確保)
第六十三条 運転保安設備は、電気機器及び回路の特性に応じ、その機能に障害が発生した場合においても列車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれのない機能を有しなければならない。

第八章 車両

第一節 車両限界

(車両限界)

第六十四条 車両は、車両限界を超えてはならない。ただし、構造上の理由により車両限界を超えることができない装置及び排障器、クレーンその他これに類するものは、車両の安全な走行を確保することができる範囲において、車両限界を超えることができる。

(軌道及び構造物に対する制限)

第六十五条 車両は、軌道及び構造物に対しても、該軌道及び構造物の負担力より大きい影響を与えないものでなければならない。

(安定性)

第六十六条 車両は、軌道の保全状況その他想定される運転条件において、安全な走行及び安定した走行を確保することができるものでなければならない。

(走行装置等)

第六十七条 走行装置等は、次の基準に適合しなければならない。
一 車輪は、車両の走行により軌道を損傷させないこと。
二 車軸の配置は、走行する線区の最小曲線半径の曲線を支障なく通過することができるものであること。
三 懸架装置は、軌道からの衝撃に対し十分な容量を有すること。

四 列車の最前部となる車両の前部は、レール頭面上の障害物を排除することができるものであること。
五 前各号に掲げるもののほか、走行装置等は、堅ろうで十分な強度を有し、かつ、車両の安全な走行及び安定した走行を確保することができるものであること。

(ブレーキ装置)

第六十九条 車両には、次の基準に適合するブレーキ装置を設けなければならない。

(ブレーキ装置)

一 車両を確実に減速し、又は停止させることができる。

二 組成した車両に乗務員室からの操作により連動して作用すること。(専ら入換えをする

(動力発生装置等)

第六十八条 動力発生装置等は、施設に適合し、運転に耐えるものでなければならない。

二 車両の電気回路の電気設備は、次の基準に適合するものでなければならない。

一 絶縁破壊、混触による感電及び火災のおそれのないものであること。

二 誘導作用による障害を鉄道事業の用に供する他の電気回路の電気設備に及ぼすおそれのないものであること。

三 集電装置は、電車線に対し追従性を有するものであること。

四 パンタグラフは、乗務員室から一齊に下降させることができること。ただし、電気機関車の重連その他の特別な理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

五 パンタグラフ降下時にアーチによる火災の発生するおそれのないものであること。

六 過電流による過熱焼損のおそれのないものであること。

七 異常な高電圧の侵入に対し、回路の安全を確保することができること。

八 高電圧の電車線の区間を走行する車両については、異常に電車線を強制的に停電させることができること。

九 内燃機関及び蒸気機関を有する車両の機関等について、次の基準に適合するものでなければならぬ。

一 機関は、異常な過熱が発生することがないよう適切な保護措置が講じられること。

二 蒸気機関は、機関から排出される火の粉及び燃えがらによる火災の発生を防止することができる。

三 床壁等は、機関の熱による発火を防止することができるよう設置されること。

四 燃料装置は、燃料の漏れ及び引火を防止することができる。

五 排気管は、排気ガス及び熱による旅客への危険及び他の装置の故障を防止する構造であること。

場合に連結して運転する車両及び特殊車を除く。(第五号において同じ。)

三 振動、衝撃等によりその作用に支障を及ぼすおそれのないこと。

四 制動力を連續して作用させることができるること。

五 組成した車両が分離したときに自動的に作用すること。

六 車両を急速に停止させることができること。ただし、特殊車にあっては、この限りでない。

七 制動力の供給源を確保することができない車両には、前項のブレーキ装置のほか、次の基準に適合するブレーキ装置を設けなければならない。

八 留置中の車両の転動を防止することができるものであつて前項第三号の基準に適合する装置。ただし、該装置を有する他の車両に固定連結すること等により、留置中に車両の転動を防止する場合は、この限りでない。

九 前項のブレーキ装置が故障した場合に使用することができる独立したブレーキ機能を有するものであつて前項第一号、第三号及び第四号の基準に適合する装置。ただし、機関車、旅客車(客車に限る)、貨物車(貨車及び荷物車に限る)及び特殊車は除く。

十 通路は、安全かつ円滑に通行することができる。

十一 夜間及びトンネル走行時に必要な照明設備を設け、非常時にも客室内に必要な明るさを確保すること。

十二 客室内は、必要な換気をることができる。

十三 窓は、十分な強度を有し、かつ、窓を開けた場合において、施設等と接触するおそれ及ぶ旅客が転落するおそれのないこと。

十四 客室の構造

一 窓は、十分な強度を有し、かつ、窓を開けた場合において、施設等と接触するおそれ及ぶ旅客が転落するおそれのないこと。

二 客室は、次の基準に適合するものでなければならない。

三 夜間及び立席は、列車の動揺を考慮し、旅客の安全を確保すること。

四 通路は、安全かつ円滑に通行することができる。

五 座席及び立席は、列車の動揺を考慮し、旅客の安全を確保すること。

六 必要に応じ便所を設けること。

七 前各号に掲げるもののほか、客室は、旅客が安全に利用することができるものであること。

八 通路は、安全かつ円滑に通行することができる。

九 夜間及び立席は、列車の動揺を考慮し、旅客の安全を確保すること。

一 同時に開閉することができる。

二 乗務員が開閉状態の確認をすることができるものである。

三 扉が閉じた後でなければ発車することができるものである。ただし、客車であつて係員が扉が閉じたことを直接に確認する場合は、この限りでない。

四 非常に際に手動により開くことができるものである。ただし、サードレール式の電車線の区間等を走る車両は、この限りでない。

五 扉が閉じた後でなければ発車することができるものである。ただし、サードレール式の電車線の区間等を走る車両は、この限りでない。

六 施設の状況により非常に側面から避難できない区間を走行する列車は、その最前部となる車両の前端及び最後部となる車両の後端(最前

は、小石、風圧等から乗務員を保護することができる十分な強度を有するものでなければならぬ。ただし、特殊車の乗務員室については、この限りでない。

第七十二条 乗務員室は、客室の旅客により乗務員の操作が妨げられないものであつて、列車の運転に支障のないよう、必要な出入口を設けたものでなければならない。ただし、専ら事故の復旧又は施設の試験、検査若しくは保守の用に供する車両については、この限りでない。

二 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、かつ、前面においては、この限りでない。

三 車両を確実に減速し、又は停止させることができる。

四 施設の状況により非常に側面から避難できない区間を走行する列車は、その最前部となる車両の前端及び最後部となる車両の後端(最前

(乗務員室の構造)

第七十三条 乗務員室は、次の基準に適合するものでなければならない。

一 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

二 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

三 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

四 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

五 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

六 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

七 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

八 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

九 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

十 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

十一 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

十二 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

十三 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

十四 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

十五 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

十六 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

十七 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

十八 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

十九 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

二十 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

二十一 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

二十二 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

二十三 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

二十四 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

二十五 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

二十六 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

二十七 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

二十八 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

二十九 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

三十 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

三十一 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

三十二 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

三十三 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

三十四 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

三十五 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

三十六 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

三十七 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

三十八 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

三十九 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

四十 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

四十一 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

四十二 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

四十三 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

四十四 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

四十五 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

四十六 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

四十七 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

四十八 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

四十九 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

五十 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

五十一 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

五十二 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

五十三 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

五十四 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

五十五 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

五十六 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

五十七 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

五十八 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

五十九 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

六十 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

六十一 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

六十二 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

六十三 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を有するものでなければならない。ただし、専ら入換えをする

こと。

六十四 乗務員室の窓は、運転に必要な視野を

2 本線において列車の安全な運転に支障を及ぼす災害のおそれのあるときは、当該線路を監視しなければならない。

3 列車は、その種類及び運行状況に応じ、車両の主要部分の検査を行わなければならない。
(施設及び車両の定期検査)

第九十条 施設及び車両の定期検査は、その種類、構造その他の使用の状況に応じ、検査の周期、対象とする部位及び方法を定めて行わなければならぬ。前項の定期検査に関する事項は、国土交通大臣が告示で定めたときは、これに従つて行わなければならない。

2 前項の定期検査を行つたときは、その記録(記録)を保管しなければならない。

第九十一条 第八十八条及び前条の規定により施設又は車両の検査並びに施設又は車両の改修、改造、修理又は修繕を行つたときは、その記録を作成し、これを保存しなければならない。

第十章 運転

第一節 積載制限等

(車両の積載制限等)

第九十二条 車両には、当該車両の最大積載量を超えて物を積載してはならない。

2 車両に物を積載する場合は、重量の負担が均等となるように努め、運転中の動搖により、崩落、転倒等のおそれのないようにしなければならない。

3 車両には、車両限界を超えて物を積載してはならない。ただし、特大の貨物を輸送する場合において、その積載状態が車両の運転に支障を与えるおそれのないことを確かめたときは、この限りでない。
(危険品積載時の表示)

第九十三条 危険品を積載している車両には、両側の見やすい箇所に危険品を積載している旨の表示をしなければならない。

第二節 列車の運転

(列車の最大連結両数等)

第九十四条 列車の最大連結両数は、車両の性能、構造及び強度並びに施設の状況に応じたものとしなければならない。

2 危険品のみを積載している車両(密閉式構造の車両等を除く。)を列車に連結する場合は、旅客及び乗務員に危害を及ぼさないよう適切な措置を講じなければならない。
(列車のブレーキ)

第九十五条 二両以上の車両で組成する列車には、組成した全ての車両に連動して作用し、か

つ、組成した車両が分離したときに自動的に作用するブレーキを使用しなければならない。ただし、列車の安全な運転に支障を及ぼすおそれのない措置を講じた場合は、この限りでない。ただし、列車の安全な運転に支障を及ぼすおそれのない場合は、この限りでない。

2 列車を組成したとき又は列車の組成を変更しなければならない。

第九十六条 列車の制動力は、線路のこう配及び運転速度に応じ、十分な能力を有するものでなければならぬ。
(列車の制動力)

2 たときは、ブレーキを試験し、その作用を確認しなければならない。

第九十七条 列車の制動力は、線路のこう配及び運転速度に応じ、十分な能力を有するものでなければならぬ。
(停車場の境界)

第九十八条 停車場内外で運転取扱いを異にする場合は、容易に認識することができる方法により停車場内外の本線を運転してはならない。ただし、車両の入換えをするときは、この限りでない。
(停車場の運転時)

第九十九条 列車の運転は、必要に応じ、停車場における出発時刻、通過時刻、到着時刻等を定めて行わなければならない。
(列車出発時の事故防止)

第一百条 係員は、旅客が乗降扉に挟まつた状態その他旅客が危険な状態にあると認めたときは、列車を出発させてはならない。

2 列車の運行が乱れたときは、所定の運行に復するよう努めなければならない。

2 列車の運行が乱れたときは、所定の運行に復するよう努めなければならない。

第一百一条 係員は、旅客が乗降扉に挟まつた状態その他旅客が危険な状態にあると認めたときは、列車を出発させてはならない。

2 列車の運行が乱れたときは、所定の運行に復するよう努めなければならない。

第一百二条 係員は、旅客が乗降扉に挟まつた状態その他旅客が危険な状態にあると認めたときは、列車を出発させてはならない。

2 列車の運行が乱れたときは、所定の運行に復するよう努めなければならない。

第一百三条 係員は、旅客が乗降扉に挟まつた状態その他旅客が危険な状態にあると認めたときは、列車を出発させてはならない。

2 列車の運行が乱れたときは、所定の運行に復するよう努めなければならない。

第一百四条 係員は、旅客が乗降扉に挟まつた状態その他旅客が危険な状態にあると認めたときは、列車を出発させてはならない。

2 列車の運行が乱れたときは、所定の運行に復するよう努めなければならない。

第一百五条 係員は、旅客が乗降扉に挟まつた状態その他旅客が危険な状態にあると認めたときは、列車を出発させてはならない。

2 列車の運行が乱れたときは、所定の運行に復するよう努めなければならない。

第一百六条 係員は、旅客が乗降扉に挟まつた状態その他旅客が危険な状態にあると認めたときは、列車を出発させてはならない。

2 列車の運行が乱れたときは、所定の運行に復するよう努めなければならない。

第一百七条 係員は、旅客が乗降扉に挟まつた状態その他旅客が危険な状態にあると認めたときは、列車を出発させてはならない。

2 列車の運行が乱れたときは、所定の運行に復するよう努めなければならない。

第一百八条 係員は、旅客が乗降扉に挟まつた状態その他旅客が危険な状態にあると認めたときは、列車を出発させてはならない。

2 列車の運行が乱れたときは、所定の運行に復するよう努めなければならない。

第一百九条 係員は、旅客が乗降扉に挟まつた状態その他旅客が危険な状態にあると認めたときは、列車を出発させてはならない。

2 列車の運行が乱れたときは、所定の運行に復するよう努めなければならない。

第一百十条 係員は、旅客が乗降扉に挟まつた状態その他旅客が危険な状態にあると認めたときは、列車を出発させてはならない。

2 列車の運行が乱れたときは、所定の運行に復するよう努めなければならない。

第一百十一条 係員は、旅客が乗降扉に挟まつた状態その他旅客が危険な状態にあると認めたときは、列車を出発させてはならない。

2 列車の運行が乱れたときは、所定の運行に復するよう努めなければならない。

第一百十二条 係員は、旅客が乗降扉に挟まつた状態その他旅客が危険な状態にあると認めたときは、列車を出発させてはならない。

2 列車の運行が乱れたときは、所定の運行に復するよう努めなければならない。

第一百十三条 係員は、旅客が乗降扉に挟まつた状態その他旅客が危険な状態にあると認めたときは、列車を出発させてはならない。

2 列車の運行が乱れたときは、所定の運行に復するよう努めなければならない。

第一百十四条 係員は、旅客が乗降扉に挟まつた状態その他旅客が危険な状態にあると認めたときは、列車を出発させてはならない。

2 列車の運行が乱れたときは、所定の運行に復するよう努めなければならない。

第一百十五条 係員は、旅客が乗降扉に挟まつた状態その他旅客が危険な状態にあると認めたときは、列車を出発させてはならない。

2 列車の運行が乱れたときは、所定の運行に復するよう努めなければならない。

第一百十六条 係員は、旅客が乗降扉に挟まつた状態その他旅客が危険な状態にあると認めたときは、列車を出発させてはならない。

2 列車の運行が乱れたときは、所定の運行に復するよう努めなければならない。

第一百十七条 係員は、旅客が乗降扉に挟まつた状態その他旅客が危険な状態にあると認めたときは、列車を出発させてはならない。

2 列車の運行が乱れたときは、所定の運行に復するよう努めなければならない。

第一百十八条 係員は、旅客が乗降扉に挟まつた状態その他旅客が危険な状態にあると認めたときは、列車を出発させてはならない。

2 列車の運行が乱れたときは、所定の運行に復するよう努めなければならない。

第一百十九条 係員は、旅客が乗降扉に挟まつた状態その他旅客が危険な状態にあると認めたときは、列車を出発させてはならない。

2 列車の運行が乱れたときは、所定の運行に復するよう努めなければならない。

(列車の操縦位置)

第一百二条 動力車を操縦する係員は、最前部の車両の前頭において列車を操縦しなければならない。方法等に応じ、安全な速度で運転しなければならない。

第一百三条 列車は、線路及び電車線路の状態、車両の性能、運転方法、信号の条件、列車防護の方法等に応じ、安全な速度で運転しなければならない。

第一百四条 列車は、退行運転をしてはならない。ただし、列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置その他列車の安全な運転に支障を及ぼさない措置を講じた場合は、この限りでない。

第一百五条 列車は、退行運転をしてはならない。ただし、列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置その他列車の安全な運転に支障を及ぼさない措置を講じた場合は、この限りでない。

第一百六条 列車は、退行運転をしてはならない。ただし、列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置その他列車の安全な運転に支障を及ぼさない措置を講じた場合は、この限りでない。

第一百七条 列車は、退行運転をしてはならない。ただし、列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置その他列車の安全な運転に支障を及ぼさない措置を講じた場合は、この限りでない。

第一百八条 列車は、退行運転をしてはならない。ただし、列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置その他列車の安全な運転に支障を及ぼさない措置を講じた場合は、この限りでない。

第一百九条 列車は、退行運転をしてはならない。ただし、列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置その他列車の安全な運転に支障を及ぼさない措置を講じた場合は、この限りでない。

第一百十条 列車は、退行運転をしてはならない。ただし、列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置その他列車の安全な運転に支障を及ぼさない措置を講じた場合は、この限りでない。

第一百十一条 列車は、退行運転をしてはならない。ただし、列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置その他列車の安全な運転に支障を及ぼさない措置を講じた場合は、この限りでない。

第一百十二条 列車は、退行運転をしてはならない。ただし、列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置その他列車の安全な運転に支障を及ぼさない措置を講じた場合は、この限りでない。

第一百十三条 列車は、退行運転をしてはならない。ただし、列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置その他列車の安全な運転に支障を及ぼさない措置を講じた場合は、この限りでない。

第一百十四条 列車は、退行運転をしてはならない。ただし、列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置その他列車の安全な運転に支障を及ぼさない措置を講じた場合は、この限りでない。

第一百十五条 列車は、退行運転をしてはならない。ただし、列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置その他列車の安全な運転に支障を及ぼさない措置を講じた場合は、この限りでない。

第一百十六条 列車は、退行運転をしてはならない。ただし、列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置その他列車の安全な運転に支障を及ぼさない措置を講じた場合は、この限りでない。

第一百十七条 列車は、退行運転をしてはならない。ただし、列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置その他列車の安全な運転に支障を及ぼさない措置を講じた場合は、この限りでない。

第一百十八条 列車は、退行運転をしてはならない。ただし、列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置その他列車の安全な運転に支障を及ぼさない措置を講じた場合は、この限りでない。

第一百十九条 列車は、退行運転をしてはならない。ただし、列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置その他列車の安全な運転に支障を及ぼさない措置を講じた場合は、この限りでない。

第一百二十条 列車は、退行運転をしてはならない。ただし、列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置その他列車の安全な運転に支障を及ぼさない措置を講じた場合は、この限りでない。

第一百二十二条 列車は、退行運転をしてはならない。ただし、列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置その他列車の安全な運転に支障を及ぼさない措置を講じた場合は、この限りでない。

第一百二十三条 列車は、退行運転をしてはならない。ただし、列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置その他列車の安全な運転に支障を及ぼさない措置を講じた場合は、この限りでない。

第一百二十四条 列車は、退行運転をしてはならない。ただし、列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置その他列車の安全な運転に支障を及ぼさない措置を講じた場合は、この限りでない。

第一百二十五条 列車は、退行運転をしてはならない。ただし、列車が退行する範囲内に後続列車を進入させない措置その他列車の安全な運転に支障を及ぼさない措置を講じた場合は、この限りでない。

(危険品積載車両の危険防止)

第一百二十二条 危険品を積載している車両を留置する場合には、周囲の状況を考慮して、当該車両を他の線路に移す等危険防止の措置を講じなければならない。

第一百二十三条 鉄道信号の現示又は表示により列車等を運転する場合は、鉄道信号が現示又は表示する条件に従わなければならぬ。

第一百二十四条 列車等は、停止を指示する信号の現示があるときは、速やかに停止しなければならない。

第一百二十五条 列車等は、停止を指示する信号の現示又は進行の指示があるまで進行してはならない。ただし、運転方法を第百二条第一項第三号に掲げる方法に変更する場合は、この限りでない。

第一百二十六条 列車等は、停止を指示する信号の現示又は進行の指示があるものとみなさなければならない。

第一百二十七条 列車等は、停止すべき位置に停止させるための措置を講じなければならない。

第一百二十八条 係員は、列車の運転を管理する者(管理する者があらかじめ指定する者を含む)の指示に従つて運転する場合は、この限りでない。

第一百二十九条 係員は、列車の運転を管理する者(管理する者があらかじめ指定する者を含む)の指示に従つて運転する場合は、この限りでない。

第一百三十条 係員は、列車の運転を管理する者(管理する者があらかじめ指定する者を含む)の指示に従つて運転する場合は、この限りでない。

第一百三十二条 係員は、列車の運転を管理する者(管理する者があらかじめ指定する者を含む)の指示に従つて運転する場合は、この限りでない。

第一百三十三条 係員は、列車の運転を管理する者(管理する者があらかじめ指定する者を含む)の指示に従つて運転する場合は、この限りでない。

第一百三十四条 係員は、列車の運転を管理する者(管理する者があらかじめ指定する者を含む)の指示に従つて運転する場合は、この限りでない。

第一百三十五条 係員は、列車の運転を管理する者(管理する者があらかじめ指定する者を含む)の指示に従つて運転する場合は、この限りでない。

第一百三十六条 係員は、列車の運転を管理する者(管理する者があらかじめ指定する者を含む)の指示に従つて運転する場合は、この限りでない。

第一百三十七条 係員は、列車の運転を管理する者(管理する者があらかじめ指定する者を含む)の指示に従つて運転する場合は、この限りでない。

第一百三十八条 係員は、列車の運転を管理する者(管理する者があらかじめ指定する者を含む)の指示に従つて運転する場合は、この限りでない。

第一百三十九条 係員は、列車の運転を管理する者(管理する者があらかじめ指定する者を含む)の指示に従つて運転する場合は、この限りでない。

第一百四十条 係員は、列車の運転を管理する者(管理する者があらかじめ指定する者を含む)の指示に従つて運転する場合は、この限りでない。

第一百四十二条 係員は、列車の運転を管理する者(管理する者があらかじめ指定する者を含む)の指示に従つて運転する場合は、この限りでない。

第一百四十三条 係員は、列車の運転を管理する者(管理する者があらかじめ指定する者を含む)の指示に従つて運転する場合は、この限りでない。

第一百四十四条 係員は、列車の運転を管理する者(管理する者があらかじめ指定する者を含む)の指示に従つて運転する場合は、この限りでない。

第一百四十五条 係員は、列車の運転を管理する者(管理する者があらかじめ指定する者を含む)の指示に従つて運転する場合は、この限りでない。

第一百四十六条 係員は、列車の運転を管理する者(管理する者があらかじめ指定する者を含む)の指示に従つて運転する場合は、この限りでない。

第一百四十七条 係員は、列車の運転を管理する者(管理する者があらかじめ指定する者を含む)の指示に従つて運転する場合は、この限りでない。

第一百四十八条 係員は、列車の運転を管理する者(管理する者があらかじめ指定する者を含む)の指示に従つて運転する場合は、この限りでない。

(進行を指示した場合の処置)
第一百八条 列車等に対して進行を指示する信号が現示されているときは、その進路を支障してはならない。

(合図及び標識)

第一百九条 合図及び標識は、列車等の運転の安全を確保することができるよう、その種類及び表示の方式を定めて用いなければならない。

第十一章 特殊鉄道
(特殊鉄道)

第一百二十条 この省令に定めるもののほか、懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他特殊な構造を有する鉄道の施設及び車両の構造及び取扱いについては、国土交通大臣が告示で定めるところにより、この省令の規定の一部の適用を除外し、その他必要な特例を定めることができる。

附 則 (平成一八年七月一四日国土交通省令) この省令は、平成十四年三月三十一日から施行する。

附 則

(平成一六年一二月二日国土交通省令第九六号) 抄

第一条 (施行期日)

この省令は、公布の日から施行する。
附 則 (平成一八年三月二四日国土交通省令第一三号) 抄

第一条 (施行期日)

この省令は、平成十八年七月一日から施行する。

第二条 (経過措置)

この省令は、平成二十年六月三十日までに完成した施設又は車両であつて、第一条の規定による改正後の鉄道に関する技術上の基準を定める省令(以下「新省令」という。)第五十七条、第七十九条第三項又は第八十六条の二の規定に適合しないものについては、この省令の施行後最初に行う改築又は改造の工事が完成するまでの間は、なお従前の例によることができる。

2 前項の規定にかかるらず、平成二十年六月三十日までに完成した施設又は車両であつて、新省令第五十七条、第七十九条第三項又は第八十六条の二の規定に適合しないもののうち、次いづれかに該当するものについては、この省令の施行後最初に行う改築若しくは改造の工事が完成する日又は平成二十八年六月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。

一 旅客列車の一時間当たりの最大運転本数が往復十本以上の線区の施設又はその線区を行する車両

二 運転速度が百キロメートル毎時を超える車両又はその車両が走行する線区の施設

附 則 (平成一八年七月一四日国土交通省令第七八号) 抄

第一条 (施行期日)

この省令は、運輸の安全性の向上のための鉄道事業法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

附 則 (平成一八年一二月一五日国土交通省令第一〇号) 抄

第一条 (施行期日)

この省令は、法の施行の日(平成十八年十二月二十日)から施行する。

附 則 (平成二四年七月二日国土交通省令第六九号) 抄

第一条 (施行期日)

この省令は、平成二十四年八月一日から施行する。

第二条 (経過措置)

この省令の施行前に工事に着手し、又は完成了した施設であつて第一条の規定による改正後の鉄道に関する技術上の基準を定める省令第五十七条の二(他の省令において準用する場合を含む。)の規定に適合しないものについては、この省令の施行後最初に行う改築又は改造の工事が完成するまでの間は、なお従前の例によることができる。